

掛金の納付月と金額を指定される方

加入者月別掛金額登録・変更届

裏面にも記載があります。

記入例

国民年金基金連合会 申中 事務処理センター用

加入者月別掛金額登録・変更届

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。 ●生年月日の年号に□し点をご記入ください。
 ●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
 ●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。
 この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。

1 申出者 ▼加入者自らの場合、押印は不要です。

フリガナ **イオン ハナコ** 氏名 **イオン 花子** 印

基礎年金番号 生年月日 昭和 平成

●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
 ●掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
 ●当年度と翌年度の申出内容が異なる場合、「年1回の掛金額変更を申出済」とみなされるため、翌年、改めて掛金額の変更を申し出ることができませんので、ご注意ください。

●掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。
 例えば、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分を納付(10/26引落)する場合は、当年の拠出ができますが、年1回11月分を納付(12/26引落)する場合は、拠出ができません。
 ●拠出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

「納付済」欄について
 ●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
 ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について
 ●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
 ●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2 当年の掛金額の指定 **当年【平成 30年】**

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	10,000 円	円
2月26日引落 (1月分)	10,000 円	円
3月26日引落 (2月分)	10,000 円	円
4月26日引落 (3月分)	10,000 円	円
5月26日引落 (4月分)	円	0 円
6月26日引落 (5月分)	円	100,000 円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	0 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	200,000 円
合計		300,000 円

3 翌年以降の掛金額の指定 **翌年【平成 31年】以降**

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0 円
2月26日引落 (1月分)	0 円
3月26日引落 (2月分)	0 円
4月26日引落 (3月分)	0 円
5月26日引落 (4月分)	0 円
6月26日引落 (5月分)	100,000 円
7月26日引落 (6月分)	0 円
8月26日引落 (7月分)	0 円
9月26日引落 (8月分)	0 円
10月26日引落 (9月分)	0 円
11月26日引落 (10月分)	0 円
12月26日引落 (11月分)	200,000 円
合計	300,000 円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。
 (26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されます)

引落日
6月交付 → 8月26日



加入者自ら署名する場合押印不要です。

1 ご本人がご記入ください。

2 新規ご加入の場合、納付済欄は記入しないでください。
 12月26日引落(11月分)の掛金額は5,000円以上をご記入ください。
 記入方法については裏面をご確認ください。

3 翌年以降の掛金額も必ずご記入ください。
 12月26日引落(11月分)の掛金額は5,000円以上をご記入ください。
 記入方法については裏面をご確認ください。

掛金の年単位化の基本ルール

- 拠出限度額は、前年12月分～当年11月分を1年とし、翌年には繰り越せません。
- 加入や金額変更の翌月分の掛金(翌々月引落)以降の掛金について設定することが可能です。
- 加入のお申し出が11月となる場合は使用できません。
- 掛金は、原則、個人型確定拠出単位期間(前年12月分～当年11月分)につき1回のみ変更が可能です(掛金総額は同じでも、掛金の指定月を変更した場合も1回の変更となります)
- 毎月の最低拠出額である5,000円は、加入期間の月数分を年内に掛ける必要があります。
- 翌月以降の掛金分を当月に上乗せして掛けることはできません(前納の禁止)
- 当月以前に引落できなかった掛金を翌月以降に上乗せすることはできません(追納の禁止)
- 年をまたいでの拠出金の繰り越しはできませんので、12月26日引落(11月分)は5,000円以上の拠出が必要です。
- 当年欄と翌年欄に異なる金額を記入された場合、「年1回の掛金額変更を申出済」とみなされるため、翌年、改めて掛金額の変更を申し出ることができません。



掛金の年単位化について

(掛金納付の基本ルール)

- ・iDeCoの1カ月の掛金額は、最低5,000円以上、1,000円単位で設定できます。
- ・掛金の1カ月あたり拠出限度額は、被保険者種別によって異なります。
第1号加入者：68,000円(国民年金基金の掛金、国民年金の付加保険料と合算)
第2号加入者：企業年金の有無等により、12,000円・20,000円・23,000円のいずれかとなります。
第3号加入者：23,000円
- ・拠出限度額と掛金の差額は、年内に限り、翌月に繰り越すことができます。
- ・指定した月のみ納付することも可能ですが、これは複数月の掛金を指定した月にまとめて納付することとなります。したがって、毎月の最低拠出額5,000円×まとめた月数が、指定した月の最低拠出額となります。

納付の事例・・・第3号被保険者(1カ月の掛金は5,000円～23,000円)の場合

(1) 毎月納付し、特定の月のみ掛金額を増額するパターン

- ・1月に加入(2/26から引き落とし開始)し、毎月20,000円を納付、6/26引落(5月分)と12/26引落(11月分)は掛金上限額を納付する場合

申込書類のご記入箇所			B(※)				
当年【平成 30年】		A	翌年【平成 31年】以降		当月の掛金上限額	A	C = B - A
引落日	納付済	掛金額	引落日	掛金額	当月の掛金上限額	当月の掛金額	当月繰越額
1月26日引落 (前年12月分)							0
2月26日引落 (1月分)		0円		20,000円	23,000	0	23,000
3月26日引落 (2月分)		20,000円		20,000円	46,000	20,000	26,000
4月26日引落 (3月分)		20,000円		20,000円	49,000	20,000	29,000
5月26日引落 (4月分)		20,000円		20,000円	52,000	20,000	32,000
6月26日引落 (5月分)		35,000円		38,000円	55,000	35,000	20,000
7月26日引落 (6月分)		20,000円		20,000円	43,000	20,000	23,000
8月26日引落 (7月分)		20,000円		20,000円	46,000	20,000	26,000
9月26日引落 (8月分)		20,000円		20,000円	49,000	20,000	29,000
10月26日引落 (9月分)		20,000円		20,000円	52,000	20,000	32,000
11月26日引落 (10月分)		20,000円	11月26日引落 (10月分)	20,000円	55,000	20,000	35,000
12月26日引落 (11月分)		38,000円	12月26日引落 (11月分)	38,000円	58,000	38,000	20,000
合計		233,000円	合計	276,000円			

【新規加入時】
 >ご加入前月まで：記入なし
 >ご加入月：0円
 >加入翌月以降：ご希望の金額
 【金額変更時】
 >変更月前月まで：「納付済」欄に実績と予定
 >変更月以降：「掛金額」欄にご希望の金額

毎月の最低掛金額は、5,000円

何月も記入しないでください。新規ご加入の場合は、納付済欄には、何月も記入しないでください。

(※) 毎月の掛金限度額23,000円+前月C

当月の掛金上限額は、「前月の繰越金額+当月1カ月の掛金限度額」となります。

(2) 指定した月のみ掛金額を納付するパターン

- ・1月に加入(2/26から引き落とし開始)し、6/26引落(5月分)と12/26引落(11月分)に掛金上限額を納付する場合

申込書類のご記入箇所			B(※)				
当年【平成 30年】		A	翌年【平成 31年】以降		当月の掛金上限額	A	C = B - A
引落日	納付済	掛金額	引落日	掛金額	当月の掛金上限額	当月の掛金額	当月繰越額
1月26日引落 (前年12月分)							0
2月26日引落 (1月分)		0円		0円	23,000	0	23,000
3月26日引落 (2月分)		0円		0円	46,000	0	46,000
4月26日引落 (3月分)		0円		0円	69,000	0	69,000
5月26日引落 (4月分)		0円		0円	92,000	0	92,000
6月26日引落 (5月分)		115,000円	6月26日引落 (5月分)	138,000円	115,000	115,000	0
7月26日引落 (6月分)		0円	7月26日引落 (6月分)	0円	23,000	0	23,000
8月26日引落 (7月分)		0円	8月26日引落 (7月分)	0円	46,000	0	46,000
9月26日引落 (8月分)		0円		0円	69,000	0	69,000
10月26日引落 (9月分)		0円		0円	92,000	0	92,000
11月26日引落 (10月分)		0円		0円	115,000	0	115,000
12月26日引落 (11月分)		138,000円	12月26日引落 (11月分)	138,000円	138,000	138,000	0
合計		253,000円	合計	276,000円			

記入方法は上記(1)と同じ

指定した月の最低掛金額は、5,000円×まとめ期間①5カ月分 = 25,000円

指定した月の最低掛金額は、5,000円×まとめ期間②6カ月分 = 30,000円

何月も記入しないでください。新規ご加入の場合は、納付済欄には、何月も記入しないでください。

(※) 毎月の掛金限度額23,000円+前月C

指定した月のみ掛金を納付する場合、掛金を掛けない月の掛金をまとめて指定した月に納付することになります。したがって、指定した月の最低拠出額は、「毎月の最低拠出額(5,000円)×まとめ期間の月数分」となります。

いずれのパターンにおいても、12/26引落(11月分)は最低掛金額 5,000円を翌年に繰り越せないため、5,000円以上の掛金が必要となります。